

大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会 総量削減計画進行管理検討部会運営要領

第 1 設 置

大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成 4 年大阪府条例第 45 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会に総量削減計画進行管理検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

第 2 所掌事項等

検討部会は、総量削減計画に係る次の事項について検討を行うとともに、その審議の状況及び結果を協議会に報告する。ただし、内容が軽微なものについては、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会運営要領第 2 条に基づく幹事会への報告をもって協議会の報告とすることができる。

- (1) 総量削減計画の進行管理に関すること。
- (2) 総量削減計画の新たな対策に関すること。

第 3 組 織

- (1) 検討部会は、条例第 6 条第 2 項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - ① 条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する委員 2 名程度
 - ② 条例第 3 条第 1 項に規定する専門委員 6 名程度
- (2) 検討部会に部会長を置く。部会長は、条例第 6 条第 3 項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、検討部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第 4 会 議

検討部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第 5 補 則

この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成24年12月7日から施行する。